

令和6年第2回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

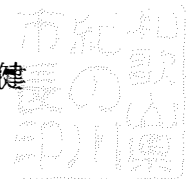
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

紀の川市長 岸 本 健



報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

紀の川市長 岸 本 健



理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の公布及び施行に伴い、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和6年3月30日

条例第12号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（課税額） 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び	（課税額） 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び

改 正 前	改 正 後
カに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2・3 略	カに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2・3 略

附 則（令和6年3月30日条例第12号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

紀の川市長 岸 本 健



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の公布及び施行に伴い、紀の川市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市税条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日
条例第13号

紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 略	（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 略

改正前	改正後
(2) 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を和歌山県知事又は和歌山県教育委員会が行うものとされた同条に規定する公益信託（市内に受益が及ぶものに限る。）の信託財産とするために支出した<u>金銭</u> (3) 略 2 略 （市民税の減免） 第51条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限（規則で定める場合を除く。）までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の	(2) 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を和歌山県知事又は和歌山県教育委員会が行うものとされた同条に規定する公益信託（市内に受益が及ぶものに限る。）の信託財産とするために支出した<u>当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (3) 略 2 略 （市民税の減免） 第51条 略 2 前項の規定により 市民税の減免を受けようとする者は、納期限（規則で定める場合を除く。）までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3 第1項の規定により 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の

改 正 前	改 正 後
用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家	用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家

改正前	改正後
屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。	屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。
(1) ～ (6) 略	(1) ～ (6) 略
(固定資産税の減免)	(固定資産税の減免)
第71条 略	第71条 略
2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限（規則で定める場合を除く。）までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 _____ _____ _____	2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限（規則で定める場合を除く。）までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 <u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u>
(1) ～ (5) 略	(1) ～ (5) 略
3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には _____、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)
第139条の3 略	第139条の3 略
2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 _____	2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 <u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得す</u>

改 正 前	改 正 後
_____ _____ _____ (1) ～ (3) 略 3 第1項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	<u>る土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1) ～ (3) 略 3 第1項の規定により <u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u> 附 則

改正前	改正後
(新設)	<u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u> <u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> <u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u>

改正前	改正後
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (新設)	<u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 <u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条</u>

改正前	改正後
(新設)	の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。 (令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例) 第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をい

改 正 前	改 正 後
	う。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、

改正前	改正後
	<u>第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期</u>

改正前	改正後
(新設)	<u>納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> <u>2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u> <u>第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u> <u>（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5</u>

改正前	改正後
	号において「<u>年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額</u>」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「<u>年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額</u>」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「<u>第2期分金額</u>」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「<u>第1期分金額</u>」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「<u>普通徴収対象税額</u>」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「<u>特別徴収対象税額</u>」という。）は、第

改正前	改正後
	<u>1 期納期においてはその者の第 1 期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第 2 期納期においてはその者の第 2 期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3 で除して得た金額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「1 0 月分金額」という。）に相当する税額、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の</u>

改正前	改正後
	<u>10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年1</u>

改正前	改正後
	<u>2月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収</u>

改正前	改正後
	<u>の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u> <u>（１）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第４７条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>（２）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属す</u>

改正前	改正後
	る年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においては<u>その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定</u>

改正前	改正後
(新設) (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項____の規定の適用については、同項中	<u>の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> 第7条の8 <u>令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び<u>附則第7条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、<u>附則第7条の5第1項及び前条</u>の規定の適用については、<u>第34条</u>

改 正 前	改 正 後
「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする _____。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略 (新設) <u>7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u>	の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略 <u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は7分の6とする。</u> <u>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>1 3</u> 略 <u>1 4</u> 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 1 5 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (新設) <u>1 6</u> 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。 <u>1 7</u> 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>1 8・1 9</u> 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略 (新設)	<u>1 4</u> 略 1 5 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>1 6</u> 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>1 7</u> 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。 <u>1 8</u> 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>1 9・2 0</u> 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略 <u>3</u> 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則

改 正 前	改 正 後
3～7 略 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内	<u>附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> 4～8 略 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内

改 正 前	改 正 後
に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。	に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ～ (6) 略	(1) ～ (6) 略
<u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。	<u>12</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ～ (6) 略	(1) ～ (6) 略
<u>12</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。	<u>13</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ～ (5) 略	(1) ～ (5) 略
<u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を	<u>14</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を

改 正 前	改 正 後
記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ～ (4) 略 (5) <u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 <u>14</u> 略 （土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>に関する用語の意義） 第11条 略 （<u>令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例</u>） 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度</u>	記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ～ (4) 略 (5) <u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 <u>15</u> 略 （土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>に関する用語の意義） 第11条 略 （<u>令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例</u>） 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度</u>

改正前	改正後
分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る<u>令和4年度分の固定資産税</u>にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前</u>	分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5</u>_____を乗じて得た額を加算した額_____

改正前	改正後
年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附	（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附

改 正 前	改 正 後
則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</u> 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの</u>	則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</u> 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの</u>

改 正 前	改 正 後
規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定	規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 （農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定

改 正 前	改 正 後
資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 表 略 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用	資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 表 略 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用

改 正 前	改 正 後
がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設)	がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額</u>

改正前	改正後
4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設)	<u>」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額</u>

改正前	改正後
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	<u>」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

改 正 前	改 正 後
第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設) 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設)	第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用について</u>

改 正 前	改 正 後
3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (新設) 6 略	<u>は、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 略

附 則（令和6年3月31日条例第13号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例第34条の7第1項の規定の適用については、同項第2号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法

等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の紀の川市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

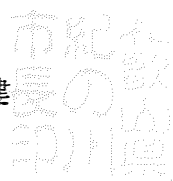
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、紀の川市都市計画税条例（平成 17 年紀の川市条例第 57 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

紀の川市長 岸 本 健



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の公布及び施行に伴い、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日
条例第14号

紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部を次のように改正する。なお改正部分は、次の表中の下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 1～4 略 （法附則第15条第32項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 （法附則第15条第43項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 8 略 （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）	附 則 1～4 略 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 8 略 （宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）

改 正 前	改 正 後
9 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）</u>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 10 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの	9 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5</u>を乗じて得た額を加算した額 （当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 10 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの</u>

改 正 前	改 正 後
規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 1 1 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 1 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から	規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 1 1 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は</u>、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 1 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から

改 正 前	改 正 後
第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</u> （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>） 14 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法</u>	第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</u> （農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>） 14 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法</u>

改 正 前	改 正 後
第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
表 略	表 略
15・16 略	15・16 略
17 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第10項</u>、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、前2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1	17 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第10項</u>、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、前2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1

改 正 前	改 正 後
項に規定するところによる。 18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 19 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。	項に規定するところによる。 18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 19 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

附 則（令和6年3月31日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の紀の川市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び紀の川市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

紀の川市長 岸 本 健



理由

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第35号）の公布及び施行に伴い、紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び紀の川市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び紀の川市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日
条例第15号

(紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成27年紀の川市条例第39号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に特別償却設備を設置した特別償却設備設置者については、この条例は、同日以後においても、なおその効力を有する。	附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に特別償却設備を設置した特別償却設備設置者については、この条例は、同日以後においても、なおその効力を有する。

(紀の川市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例（令和3年紀の川市条例第18号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後

改 正 前	改 正 後
附 則 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。 3 略	附 則 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。 3 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年紀の川市条例第 3 1 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 略 （新設） （新設） （個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は紀の川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 略 <u>（5）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>（6）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> （個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の<u>左欄</u>に掲げる機関が行う同表の<u>中欄</u>に掲げる事務及び市長又は紀の川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。

改 正 前	改 正 後
2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務の区分に応じ同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務（和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の規定により本市が処理することとされた事務を含む。）を処理するために必要な限度で、当該事務の区分に応じ同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報____の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 5 第2項及び第3項の規定による特定個人情報____の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報____と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 （特定個人情報の提供）	2 別表第2の左欄____に掲げる機関は、同表の中欄____に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務の区分に応じ同表の右欄____に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務____（和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の規定により本市が処理することとされた事務を含む。）を処理するために必要な限度で、当該事務の区分に応じ利用特定個人情報____であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 5 第2項及び第3項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 （特定個人情報の提供）

改

正

前

第5条

法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関である市長又は教育委員会が、同表の第3欄に掲げる機関である市長又は教育委員会に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な当該事務の区分に応じた同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関である市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
略	略	略
1 4 市長	略	略
1 5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条第1号に掲げる情報

改

正

後

第5条

法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、教育委員会が、市長 に対し、別表第3の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な 同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長 が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
略	略	略
1 4 市長	略	略
1 5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

改正前	改正後								
(新設)	別表第3（第5条関係） <table><tr><th>情報照会機関</th><th>事務</th><th>情報提供機関</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>教育委員会</td><td>学校保健安全法 （昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務</td><td>市長</td><td>地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</td></tr></table>	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	教育委員会	学校保健安全法 （昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報						
教育委員会	学校保健安全法 （昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの						

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正について

紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例（平成28年紀の川市条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年5月31日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行による児童発達支援センターの役割の明確化等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例（平成28年紀の川市条例第6号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（事業の内容） 第2条 市が行う地域生活支援事業は、次のとおりとする。 （1）～（12） 略 <u>（13）自動車操作訓練助成事業</u> <u>（14）巡回支援専門員整備事業</u> <u>（15） 略</u> （事業の利用手続等） 第4条 第2条第5号、第6号、第8号、<u>第10号から第13号まで及び第15号</u>の事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、規則で定める申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。 2・3 略 （地域生活支援給付） 第5条 前条の規定に基づき事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、第2条第6号、第8号、第10号、第1	（事業の内容） 第2条 市が行う地域生活支援事業は、次のとおりとする。 （1）～（12） 略 <u>（13） 略</u> （事業の利用手続等） 第4条 第2条第5号、第6号、第8号<u>及び第10号から第13号</u>まで_____の事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、規則で定める申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。 2・3 略 （地域生活支援給付） 第5条 前条の規定に基づき事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、第2条第6号、第8号、第10号、第1

改 正 前	改 正 後
1号及び<u>第15号</u>の事業を利用したときは、その要した費用等について、当該利用者に対し地域生活支援給付（以下「支援給付」という。）を支給するものとする。ただし、第2条第6号の支援給付は、日常生活用具を給付することにより行う。 2・3 略 （利用者負担及び利用者負担等の上限） 第6条 利用者が第2条第6号、第8号、第10号、第11号及び<u>第15号</u>の事業を利用したときは、規則で定めるところによりその費用の一部を負担（以下「利用者負担」という。）しなければならない。 2 前項に規定する利用者負担の上限月額又は上限利用回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 （1）・（2） 略 （3）<u>第2条第15号</u>の事業を利用したときの上限利用回数 週2回かつ月9回	1号及び<u>第13号</u>の事業を利用したときは、その要した費用等について、当該利用者に対し地域生活支援給付（以下「支援給付」という。）を支給するものとする。ただし、第2条第6号の支援給付は、日常生活用具を給付することにより行う。 2・3 略 （利用者負担及び利用者負担等の上限） 第6条 利用者が第2条第6号、第8号、第10号、第11号及び<u>第13号</u>の事業を利用したときは、規則で定めるところによりその費用の一部を負担（以下「利用者負担」という。）しなければならない。 2 前項に規定する利用者負担の上限月額又は上限利用回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 （1）・（2） 略 （3）<u>第2条第13号</u>の事業を利用したときの上限利用回数 週2回かつ月9回

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

紀の川市保育料徴収条例の一部改正について

紀の川市保育料徴収条例（平成 27 年紀の川市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 5 月 31 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
別表第1（第3条関係） 保育料徴収基準額表 表 略 備考 1～5 略 6 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び次に該当する子ども（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けて教育・保育給付認定子どもに係る保育料の月額を決定する場合にあっては、第1号を除く。）がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。	別表第1（第3条関係） 保育料徴収基準額表 表 略 備考 1～5 略 6 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び次に該当する子ども（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けて教育・保育給付認定子どもに係る保育料の月額を決定する場合にあっては、第1号を除く。）がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。

改 正 前	改 正 後
(1) ～ (3) 略 (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する<u>医療型児童発達支援</u>を利用している小学校就学前子ども (5) 児童福祉法第43条の2に規定する<u>情緒障害児短期治療施設</u>の通所部に在籍する小学校就学前子ども 7 略 保育料徴収基準額表 表 略	(1) ～ (3) 略 (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援_____を利用している小学校就学前子ども (5) 児童福祉法第43条の2に規定する<u>児童心理治療施設</u>_____の通所部に在籍する小学校就学前子ども 7 略 保育料徴収基準額表 表 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 4 号

紀の川市河北河南水道事業給水条例及び紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

紀の川市河北河南水道事業給水条例及び紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 3 6 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市河北河南水道事業給水条例及び紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正)

第1条 紀の川市河北河南水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第193号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(給水装置新設等の承認) 第8条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、移設又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第13条 略 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で	(給水装置新設等の承認) 第8条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、移設又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第13条 略 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で

改 正 前	改 正 後
定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年紀の川市条例第6号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) ～ (5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) ～ (5) 略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

令和6年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和6年5月31日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第56号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 財産の名称、数量 | 食器洗浄機 1台
連続炊飯器 1台 |
| 2. 取得の方法 | 指名競争入札による取得 |
| 3. 取得価格 | 金78,980,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県和歌山市島崎町六丁目30番地
大和綜業株式会社
代表取締役 河内 章 |

令和6年5月31日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

粉河学校給食センターの食器洗浄機及び連続炊飯器を更新するため、財産の取得の議決を求める。

議案第57号

工事請負契約の締結について

令和6年5月22日紀の川市財務規則（平成17年紀の川市規則第39号）第108条の規定に基づき条件付一般競争入札に付した田中小学校改築2期工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 田中小学校改築2期工事 |
| 2. 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3. 契約の金額 | 金2,871,000,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県和歌山市六番丁26番地
株式会社小池組
代表取締役 小池 康之 |

令和6年5月31日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

令和6年度一般会計当初予算で議決を得ました田中小学校改築2期工事について、5月22日紀の川市本庁舎5階501会議室において5者による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求める。